

# 行財政構造改革の推進に関する条例

## (平成 20 年兵庫県条例第 43 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、行財政構造改革について、その基本的な方向及び推進すべき改革の措置を定める行財政構造改革推進方策の策定並びにこれに基づく改革の推進に関して必要な事項を定めることにより、行財政構造改革を継続的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (行財政構造改革の基本方針)

第 2 条 行財政構造改革は、少子高齢社会、人口減少社会の到来等に伴う人口構造の変化、情報通信技術の進展、社会基盤の充実等の社会経済情勢の変化の中で、阪神・淡路大震災からの復旧復興の上に、将来にわたって県民生活の質の向上を図り、各地域の個性と活力に満ちた「元気で安全安心な兵庫」を実現するため、県の行財政全般にわたる改革の措置を講じ、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立することにより、推進されなければならない。

### (行財政構造改革推進方策)

第 3 条 知事は、行財政構造改革を着実に推進するため、行財政構造改革推進方策（以下「推進方策」という。）を定めるものとする。

2 推進方策には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 行財政構造改革の基本的な方向
- (2) 次に掲げる事項に関する改革の措置
  - ア 組織及び職員
  - イ 行政施策
  - ウ 公営企業
  - エ 公社等
  - オ 自主財源
  - カ その他改革を要する事項

### (推進方策の策定手続等)

第 4 条 知事は、推進方策を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、推進方策の案を作成するに当たっては、行財政構造改革県民会議において広く県民の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、推進方策を定めたときは、これを公表するものとする。

### (推進方策の変更手続等)

第 5 条 知事は、推進方策の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「変更等」という。）の案を作成するに当たっては、行財政構造改革審議会の意見を聴くものとする。

2 前条の規定は、推進方策の変更等について準用する。

### (実施計画の策定等)

第 6 条 知事は、推進方策に基づく改革の推進に当たっては、年度ごとの実施計画を定めなければならない。

- 2 知事は、前項の実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

(推進方策の実施状況の報告等)

第7条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における推進方策の実施状況について、行財政構造改革審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表しなければならない。

(議会の意見)

第8条 議会は、推進方策の実施状況等を勘案し、推進方策の変更等その他行財政構造改革の推進に関することについて、知事に対し意見を述べることができる。

- 2 知事は、前項の意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(行財政構造改革県民会議)

第9条 知事は、行財政構造改革の推進を図るため、行財政構造改革県民会議において、広く県民の意見を聴くものとする。

- 2 行財政構造改革県民会議は、県内で活動を行う団体を代表する者、県議会の議員、市町長及び知識経験を有する者のうちから知事が指名する者により構成する。

(行財政構造改革審議会)

第10条 行財政構造改革の推進に関する事項を調査審議するため、行財政構造改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 第5条第1項に規定する推進方策の変更等の案の作成に係る意見に関すること。
- (2) 第7条第1項に規定する推進方策の実施状況に係る意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政構造改革の推進に関する事項

- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 地方行財政について知識経験を有する者
- (2) 公会計について知識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に必要な知識経験を有する者

(検討)

第11条 知事は、社会経済情勢、国の政策の動向、県の財政状況等を勘案し、3年ごとを目途として行財政全般にわたる検討を行い、その結果に基づき推進方策の変更等その他必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。  
(推進方策の案の作成に関する特例)

3 この条例の施行後最初に策定される推進方策については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事が行財政構造改革会議（平成 19 年 7 月 12 日設置）の意見を反映させる措置を講じて作成した推進方策の案は、第 4 条第 2 項の規定により作成されたものとみなす。  
(平成 20 年度実施計画に係る特例)

4 施行日前に定められた平成 20 年度における行財政構造改革の推進に係る実施計画は、第 6 条第 1 項の規定により定められた実施計画とみなす。この場合において、同条第 2 項の規定は、適用しない。  
(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

5 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の 1 項を加える。

3 行財政構造改革の推進に関する条例（平成 20 年兵庫県条例第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する行財政構造改革推進方策については、この条例の規定は、適用しない。  
(附属機関設置条例の一部改正)

6 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条第 1 項の表長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

行財政構造改革審議会	行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)による行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務
------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中第 44 号の 5 を第 44 号の 6 とし、第 44 号の 2 から第 44 号の 4 までを 1 号ずつ繰り下げ、第 44 号の次に次の 1 号を加える。

(44)の 2 行財政構造改革審議会

別表第 1 長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

行財政構造改革審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第 2 長期ビジョン審議会の委員の項の次に次のように加える。

行財政構造改革審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
---------------	-----------------------

**行財政構造改革審議会規則**  
**(平成 21 年兵庫県規則第 2 号)**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行財政構造改革の推進に関する条例(平成 20 年兵庫県条例第 43 号)第 12 条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、行財政構造改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。

**行財政構造改革審議会運営規程**  
(平成 21 年 2 月 11 日決定)

(目的)

第 1 条 この規程は、行財政構造改革審議会規則（平成 21 年兵庫県規則第 2 号）（以下「規則」という。）第 5 条の規定により、行財政構造改革審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の義務)

第 2 条 委員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 業務上の地位を政党又は政治目的、営利的目的若しくは宗教的目的のために利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。委員を退いた後も同様とする。

(委員以外の出席)

第 3 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第 4 条 委員は、会議に出席できない場合であっても、あらかじめ会長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。  
2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開等)

第 5 条 会議及び会議資料は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録)

第 6 条 会長は、次の事項を記載した会議の議事録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議題
  - (4) 審議の概要
- 2 議事録は公開する。ただし、次に掲げる事項は非公開とする。
- (1) 発言した委員の氏名
  - (2) 発言した委員の氏名が識別され得ると認められる事項
  - (3) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報
- 3 議事録を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、議事録は非公開とする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 2 月 11 日から施行する。